

秘匿決定申立て等に関する注意事項

東京家庭裁判所家事第6部

1 秘匿決定申立てについて（民訴法 133 I）

当事者（申立て等をする者）又はその法定代理人（以下「秘匿対象者」という。）は、以下の各事項が相手方当事者に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合には、秘匿決定の申立てができます。

- ☐ 秘匿対象者の住所、居所、その他通常所在する場所（例：職場の住所）
- ☐ 秘匿対象者の氏名その他その者を特定するに足りる事項（例：本籍）

✓ 申立てに必要な書類等

ア 秘匿決定申立書（正本1通）（記載例1）

申立書には、基本事件の番号（訴状と同時提出の場合には記載不要）、申立ての趣旨及び理由を記載してください（記載例1参照）。

イ 手数料等

収入印紙500円

別途、郵便切手の納付をお願いすることがあります。

ウ 秘匿事項届出書面（正本1通）（記載例2）

秘匿事項のほか、秘匿対象者の郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号を記載してください。また、秘匿対象者の記名押印が必要です（記載例2参照）。

エ 疎明資料

■ 書類の提出先

ア 訴状提出時に申立てを行う場合：東京家庭裁判所家事訟廷事件係（1階）

イ 係属中の事件について申立てを行う場合：東京家庭裁判所家事第6部（13階）

☐ 注意事項 ※申立人の責任において、以下の点を特に注意してください。

ア 秘匿事項届出書面（1✓ウ）以外の書類（訴状、委任状、秘匿決定申立書、疎明資料等（以下、「訴状等」という。））には、秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項（以下、「秘匿事項等」という。）を記載しないでください。

イ 住所が秘匿事項の場合には、訴状等の申立人住所を「代替住所A」と記載してください。（注）申立人が複数の場合、氏名・本籍が秘匿事項の場合は、家事第6部にお問い合わせください。

ウ 次の場合は、秘匿事項記載部分を明確に特定した上、後記3の「秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立て」をしてください

（ア）秘匿事項等が記載されている書類を提出する必要がある場合。

（イ）申立人あてに特別送達をした場合の送達報告書に秘匿事項等が記載されている場合。（注）秘匿住所と異なる場所を送達場所とし、申立人以外の人を送達受取人とすることができます。

【※裏面に続く】

2 秘匿決定の手続きについて

✓ 申立てが認められた場合

裁判所は、申立てを認める場合、秘匿事項に代わる事項（代替事項）を定めます。訴状等に、裁判所が定めた代替事項とは異なる代替事項が記載されている場合（代替事項が記載されていない場合を含む）には、この記載を裁判所が定めた代替事項に訂正する旨の訴状訂正申立書等（正本1通、副本（相手方当事者数分））を速やかに提出してください（民訴法133V参照）。

■ 申立てが認められなかった場合

申立てを却下（一部却下を含む。）する裁判が確定したときは、訴状等に代替事項を記載している場合、この記載を現住所又は氏名に訂正する旨の訴状訂正申立書等（正本1通、副本（相手方当事者の数分））を速やかに提出してください。

3 秘匿事項（又は推知事項）記載部分の閲覧等制限申立てについて（民訴法133の2Ⅱ）

1の秘匿決定申立てが認められた後、例外的に秘匿事項が記載された書類を提出する場合には、当該書類の提出と同時に本項の申立てが必要です（民訴規則52の20Ⅱ）。

✓ 申立てに必要な書類等

ア 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書（正本1通）（記載例3）

申立書には、基本事件の事件番号、申立ての趣旨及び理由を記載してください（記載例参照）。閲覧等制限申立てに係る文書以外には、秘匿事項等を記載しないでください。

イ 手数料等

収入印紙500円（※収入印紙を申立書表紙の上部余白に貼付してください。）

別途、郵便切手の納付をお願いすることがあります。

ウ 秘匿事項が記載された書類（正本1通）

エ ウの書類から秘匿事項をマスキングした書面（正本1通、副本（相手方当事者数分））（民訴規則52の20Ⅲ）

■ 書類の提出先

ア 訴状提出時に申立てを行う場合：東京家庭裁判所家事訟廷事件係（1階）

イ 係属中の事件について申立てを行う場合：東京家庭裁判所家事第6部（13階）

□ 申立ての一部が認められなかった場合

本項の申立てについて、一部却下（一部認容）する裁判が確定したときは、秘匿事項が記載された書類（3✓ウ）から、同裁判により特定された秘匿事項記載部分をマスキングした書面（正本1通、副本（相手方当事者数分））を速やかに担当部に提出してください（民訴規則52の20V）。

※本書面に記載されている事項についてのご不明点は、家事第6部（係属中の事件は、担当書記官）にお尋ねください。